

当別町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 2 9 年 3 月

(最終改訂 令和 7 年 1 月)

当別町通学路安全推進連絡会議

目次

1	プログラムの目的	1
2	「当別町通学路安全推進連絡会議」の設置	1
3	取組方針	2
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 定期的な合同点検	
	(3) 対策の検討	
	(4) 対策の実施	
	(5) 対策効果の把握	
	(6) 対策の改善・充実	
4	一覧表、箇所図の公表	3
5	資料	
	(1) 対策一覧表	4
	(2) 対策箇所図	5

改訂履歴

1 プログラムの目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、当別町では平成24年に各小学校区の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議するとともに、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「当別町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

また、令和3年には、千葉県において下校中の児童等が犠牲となる事故が発生したことを契機に、関係機関と連携し、改めて通学路における危険箇所の把握を行った上で、合同点検を実施しました。

さらに令和7年1月には、平成24年に策定した本プログラムの改訂を行いました。

引き続き、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 「当別町通学路安全推進連絡会議」の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進連絡会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

- ・ 当別町教育委員会学校教育課
- ・ 当別町建設水道部建設課
- ・ 当別町住民環境部環境生活課
- ・ 北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所
- ・ 北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所
- ・ 北海道札幌方面北警察署

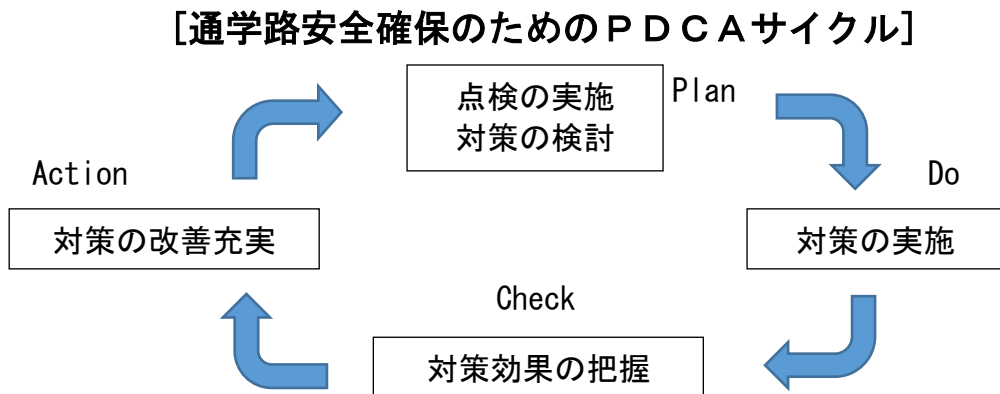
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も必要に応じて合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

なお、学校統廃合の影響もあり、本町ではスクールバスによる登下校を行っていることから、スクールバス路線も本プログラムにおける通学路に準ずる路線として取り扱うとともに、必要に応じて対策を行うものとします。



(2) 定期的な合同点検

- ・ 町内の小学校、義務教育学校（前期課程）の通学区域において、必要に応じて合同点検を実施します。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進連絡会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認

するため、児童生徒や保護者へ意見を聴くなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努めることとします。

(6) 対策の改善・充実

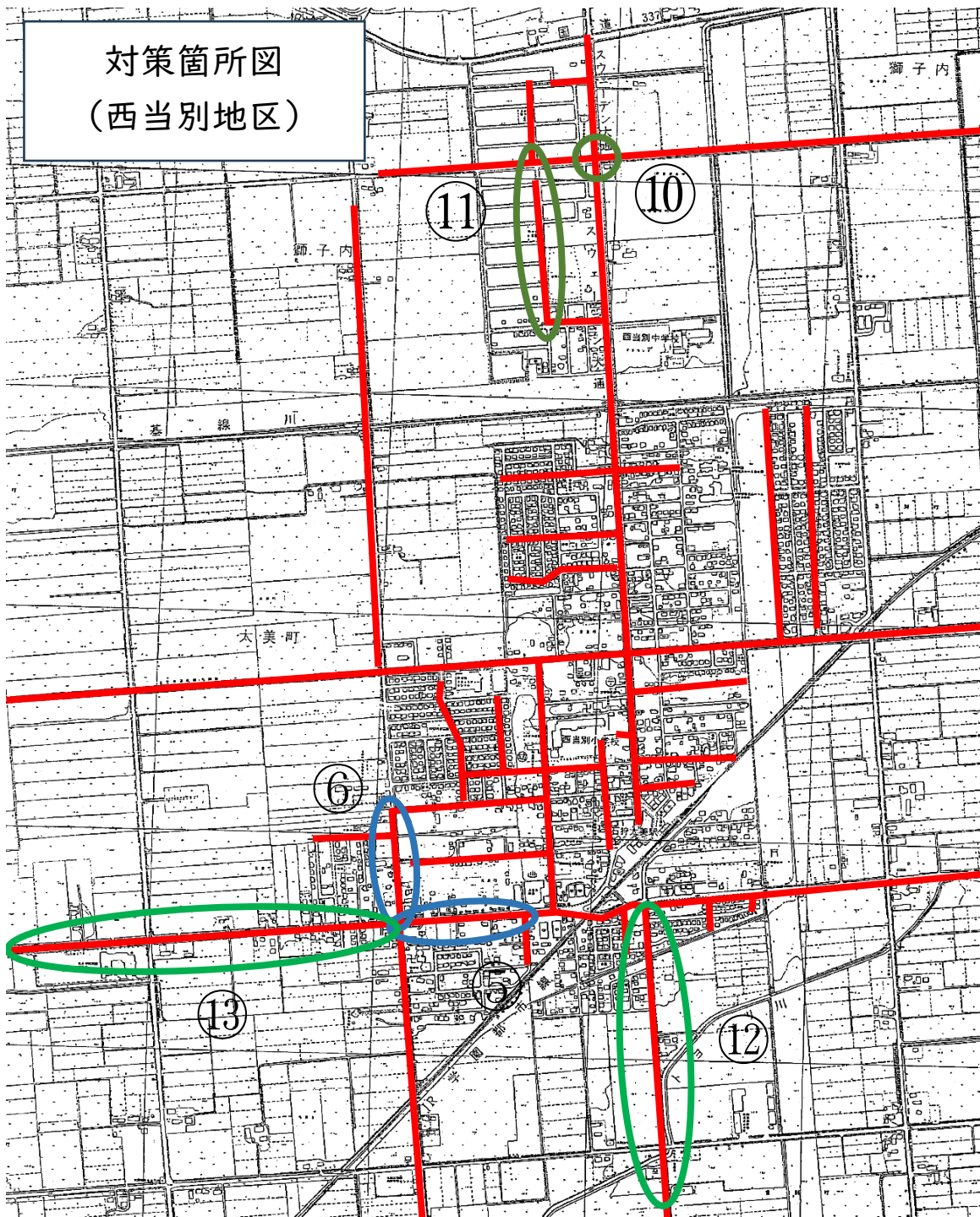
対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4 一覧表、箇所図の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、小学校、義務教育学校（前期課程）の通学区域ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

通学路 対策一覧表

番号	学校名	通学路の危険箇所	危険な内容	管理者				対策の検討	対策の事業主体	その後の経過 (R6.12時点)
				国道	道道	町道	公安			
1	H29調査 とうべつ学園 (バス路線)	弁華別 道道当別浜益港線 弁華別郵便局以北	歩道が狭く、交通量が多い、路肩も狭いため危険		○			・歩道の新設 ・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施	・北海道札幌建設管理部 ・当別町教育委員会	歩道新設を実施中、一部完了 継続
2	H29調査 当別小学校 (当別中学校)	園生 町道申通り線 踏切	踏切内の歩行空間が無く、車道を歩行するなど、踏切を横断する際に危険			⊖		・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施	・当別町教育委員会	R4 学校の統廃合により通学路から削除
3	H29調査 当別小学校 (当別中学校)	園生 町道申通り線×町道園生5号線交差点	町道園生5号線に歩道がなく、また交差点の見通しが悪いため、横断する際に危険			⊖		・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施	・当別町教育委員会	R4 学校の統廃合により通学路から削除
4	H29調査 とうべつ学園	若葉 道道岩見沢石狩線 踏切	踏切内の歩行空間が狭く、車道を歩行するなど、踏切を横断する際に危険		○			・踏切区間の歩道新設 ・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施	・北海道札幌建設管理部 ・当別町教育委員会	R6 歩道新設済 継続
5	H29調査 西当別小学校 (西当別中学校)	太美中央 町道中央十九線 太美銘泉以西	道路北側に歩道がなく、路肩脇には大きい排水路があり、交通量も多いため危険			○		・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施	・当別町教育委員会	継続
6	H29調査 西当別小学校 (西当別中学校)	太美中央 町道十六線 中央十九線～太美西四丁目線間	歩道がなく、路肩も狭く、交通量も多いため危険			○		・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施	・当別町教育委員会	継続
7	R3調査 とうべつ学園	未広 町道未広10号線 町道稲穂通線×町道未広10号線交差点	住宅地の中の通りぬけ道路となっており、速度が上がりにやすく危険 横断歩道がなく危険 (未広10号線を横断する横断歩道)			○		・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施 ・横断歩道の設置 ・外側線の補修(稲穂通り) ・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施	・当別町教育委員会 ・北海道札幌方面北警察署 ・当別町 ・当別町教育委員会	継続 R4.7 未広10号線を横断する横断歩道設置済 R4.5 外側線補修済 継続
8	R3調査 とうべつ学園	西町 稲穂通り線×田園通り 交差点	踏切付近で、停止線が4方向にある。横断歩道が田園通り(西町側)に無く危険			○		・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施(横断方法など)	・当別町教育委員会	継続
9	R3調査 とうべつ学園	緑町 東小川線×当別小学校線 交差点	トラック等の交通量が多い、外側線が消え変形交差点で東小川線からの見通しが悪く、歩道に横断者がいるにもかかわらず、横断歩道上に停止し危険			○		・外側線の補修(東小川通線) ・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施	・当別町 ・当別町教育委員会	実施予定 継続
10	R3調査 西当別小学校 (西当別中学校)	獅子内 町道スウェーデン大通り×町道西部北一号線	西部北一号線が通りぬけ道路となっており、横断歩道がなく危険			○	○	・停止線の補修 ・車道減速表示の補修 ・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施	・北海道札幌方面北警察署 ・当別町 ・当別町教育委員会	R4.5 停止線補修済 R4.5 減速表示補修済 継続
11	R3調査 西当別小学校 (西当別中学校)	獅子内 町道獅子内4号線×町道西部北一号線 交差点	横断歩道がなく獅子内4号線に一時停止がなく、危険			○		・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施	・当別町教育委員会	継続
12	R3調査 西当別小学校 (西当別中学校)	太美南 町道十七線	道の駅までの通り抜け道路、制限速度がなく、車の速度が速く、交通量も多い、歩道がなく、ガードレールもないので危険			○		・啓発看板(スピード注意)の設置検討 ・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施	・当別町 ・当別町教育委員会	R3.10 啓発看板設置済 継続
13	R3調査 西当別小学校 (西当別中学校)	太美中央 町道中央十九線 太美銘泉以西	大型車、通勤の車が多い。大きな車がスピードを出して通過すると大人でもヒヤッとする、40km/h速度制限が守られていない。			○		・児童への自転車の乗り方や交通ルール、交通安全指導を実施	・当別町教育委員会	継続



改訂履歴

平成 2 9 年 3 月 策定

令和 7 年 1 月 一部改訂